

資料13(午後)	平成31年3月18日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉県障害福祉サービス課	

自立生活援助について

自立生活援助（平成30年4月～）の概要

サービス内容

障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者に対して、一定の期間（原則1年間）にわたり、自立生活援助事業所の従業者が定期的な居宅訪問や随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等より、当該利用者の日常生活における課題を把握し、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整等を行う。

※市町村審査会における個別審査を経てその必要性を判断した上で適当と認められる場合は更新可能

対象者

- ① 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者
- ② 現に、一人で暮らしており、自立生活援助による支援が必要な者
- ③ 障害、疾病等の家族と同居しており（障害者同士で結婚している場合を含む）、家族による支援が見込めないため、実質的に一人暮らしと同様の状況であり、自立生活援助による支援が必要な者

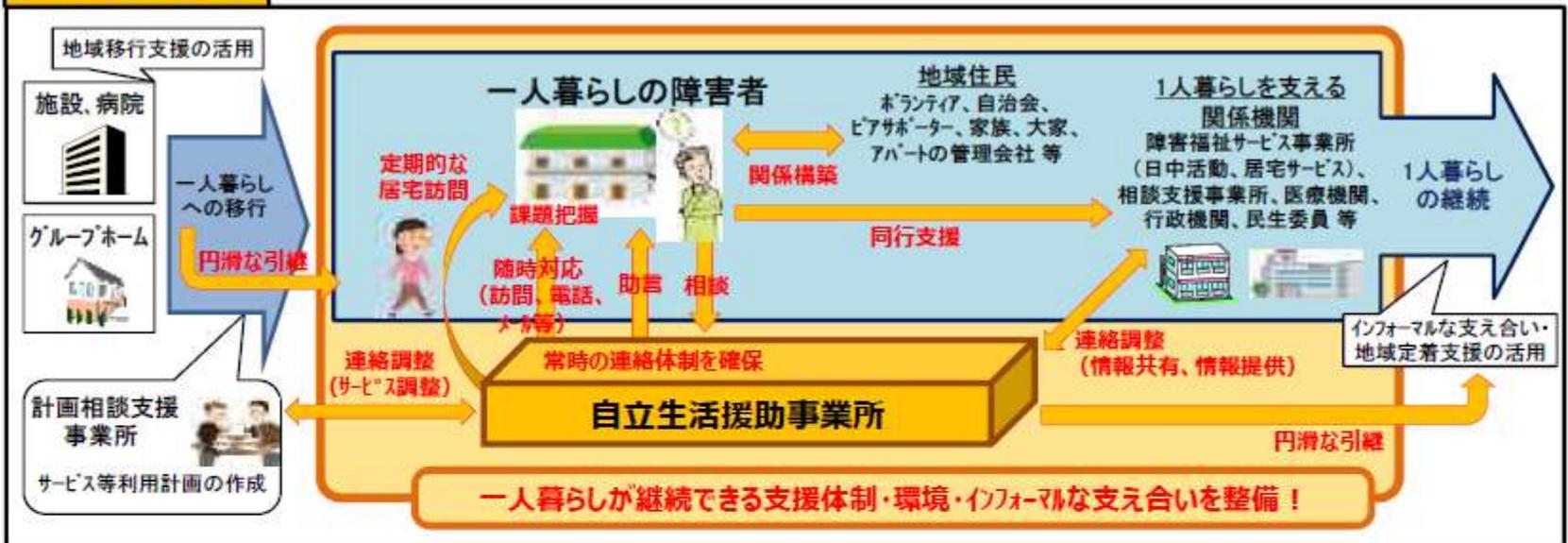
※自立生活援助による支援が必要な者(例)

- 地域移行支援の対象要件に該当する施設に入所していた者や精神科病院に入院していた者等であり、理解力や生活力を補う観点から支援が必要と認められる場合
- 人間関係や環境の変化等によって、1人暮らしや地域生活を継続することが困難と認められる場合（家族の死亡、入退院の繰り返し等）
- その他、市町村審査会における個別審査を経てその必要性を判断した上で適当と認められる場合

※家族による支援が見込めないと判断する場合(例)

- 同居している家族が、障害のため介護や移動支援が必要である等、障害福祉サービスを利用して生活を営んでいる場合
- 同居している家族が、疾病のため入院を繰り返したり、自宅での療養が必要な場合
- 同居している家族が、高齢のため寝たきりの状態である等、介護サービスを利用して生活を営んでいる場合
- その他、同居している家族の状況等を踏まえ、利用者への支援を行うことが困難であると認められる場合

支援のイメージ ①



支援のイメージ ②



定期的な居宅訪問は、自立生活援助計画に基づき「おおむね週1回以上」行う必要があります。
 (基本報酬の算定要件としては、月2回以上の居宅訪問が必要)

自立生活援助の現状

※平成30年10月サービス提供分(国保連データ)

事業所について [83事業所(27都道府県)]

○都道府県毎の事業所数

北海道	岩手県	山形県	福島県	茨城県	埼玉県	千葉県	東京都	山梨県	長野県	静岡県	愛知県	京都府	大阪府	兵庫県
2	1	1	3	2	5	4	21	5	3	3	2	2	7	1
和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	徳島県	愛媛県	福岡県	長崎県	熊本県	大分県	鹿児島県			
2	1	1	2	1	1	1	2	3	1	5	1			

利用者について [328人]

○都道府県毎の利用者数

北海道	岩手県	山形県	福島県	茨城県	埼玉県	千葉県	東京都	山梨県	長野県	静岡県	愛知県	京都府	大阪府	兵庫県
9	2	9	5	4	27	13	81	15	6	21	24	8	16	3
和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	徳島県	愛媛県	福岡県	長崎県	熊本県	大分県	鹿児島県			
7	1	2	6	11	2	3	4	31	1	15	2			

○状態毎の利用者数

退所等をしてから1年以内の者	134
上記以外の単身生活者等	194

○障害支援区分毎の利用者数

区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1	区分なし
1	3	23	93	128	12	68

○障害種別毎の利用者数

身体障害	知的障害	精神障害
16	99	213

○年齢毎の利用者数

18歳未満	18歳以上 20歳未満	20歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳以上 65歳未満	65歳以上
1	0	34	49	77	109	34	24

指定等に係る留意事項

【人員基準(従業者)】

① 地域生活支援員

指定自立生活援助事業所ごとに、1以上

なお、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1とすることを標準とする。

② サービス管理責任者

次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに掲げる数以上

ア 利用者の数が30以下1以上

イ 利用者の数が31以上1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

※サービス管理責任者は、地域生活支援員との兼務は認められない。

【その他事項】

- 実施主体は、指定障害福祉サービス事業者(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助を行う者に限る。)、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者であること。
- 自立生活援助は、地域定着支援の支援内容を包含しているため、地域定着支援との併給は認められない。また、就労定着支援は自立生活援助の支援内容を包含しているため、就労定着支援との併給は認められない。
- 自立生活援助の従業者は原則専従でなければならないが、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は兼務も可。(他の事業所における兼務の要件に留意すること)

<指定特定相談支援事業所との兼務について>

- ◆ 通常、指定特定相談支援事業所の相談支援専門員が、別事業所の職員と兼務する場合は、兼務先の利用者のモニタリング等は実施できないが、自立生活援助と兼務している場合は、兼務先の利用者のモニタリング等を実施することが可能。
- ◆ 相談支援事業所の「特定事業所加算」は、相談支援専門員が常勤・専従であること等が要件となっているが、相談支援事業所に併設する自立生活援助については、兼務して差し支えない。